

# ■ 化粧品製造業の許可について

---

製造とは、実際に器具、機械等を用いて製造することを指します（製品への表示作業、包装作業、出荷前の製品の保管等も含まれます）。製造販売業者が自らの製造業の許可を取得して製造する場合もあれば、製造販売業者が他の製造業許可業者に製造を委託する場合があります。輸入品への包装、表示または保管行為も製造に含まれます。なお、製造業の許可では、市販することはできません。

## （１）化粧品製造業（一般）の許可

製造業（一般）とは、化粧品の製造を行うことができる許可です。製造業（包装、表示、保管）も含まれます。

一貫製造工程、部分委受託工程を問いません。化粧品の製造の一部のみを行っている場合でも、この許可が必要です。

## （２）化粧品製造業（包装、表示、保管）の許可

製造業（包装、表示、保管）とは、製造行為の一部と位置づけられる包装、表示、保管のみを行うものです。各行為は次表の通りです。

包装：製品を化粧箱に入れる等の包装行為を行う。

表示：法定表示を製品に貼付する等の行為を行う（輸入品の場合、外国語表示シールを邦文表示に貼り替える行為を含む）。

保管：製造者の製品検査結果が出る前の製品の保管を行い、製品検査の結果、適合であれば、製造販売業者からの指示を受けて、市場に出荷する等の行為を行う。